

確定給付企業年金のあらまし

＜第 1 2 版＞

明治安田生命保険相互会社

CONTENTS

第Ⅰ章 企業年金制度の概要

- 1. 年金二法の施行と企業年金制度 2
 - ア. 年金二法の施行
 - イ. 年金二法施行後の企業年金制度
- 2. 基金型企業年金と
 規約型企業年金 4
- 3. 企業年金制度の
 メリット・デメリット 5

第Ⅱ章 確定給付企業年金の仕組み

- 1. 加入資格要件 6
- 2. 給付の種類と受給資格要件 7
 - ア. 給付の種類
 - イ. 受給資格要件等
 - ウ. 給付額の決め方
- 3. 掛金について 9
 - ア. 掛金の種類
 - イ. 掛金額の見直し
 - ウ. 確定拠出年金の拠出限度額の改正に伴う
 確定給付企業年金への影響
- 4. 中途脱退者のポータビリティについて 11
- 5. (参考) リスク分担型企業年金について ... 12

第Ⅲ章 確定給付企業年金の数理

- 1. 掛金計算の仕組み 13
- 2. 過去勤務債務の償却 14
- 3. 財政悪化リスク相当額 15
- 4. リスク対応掛金の拠出 16
- 5. 財政検証 17
 - ア. 継続基準
 - イ. 非継続基準
 - ウ. 積立超過
 - エ. 年金数理人による検証
 - オ. 簡易な基準について

第Ⅳ章 確定給付企業年金の運営

- 1. 運用の基本方針の作成 25
- 2. 情報開示 26
- 3. 報告書の提出 27

第Ⅴ章 制度実施までのスケジュール

- 1. 標準的スケジュール例 28
- 2. 労使合意から規約承認まで 29

第Ⅵ章 確定給付企業年金の会計と税務

- 1. 会計について 30
- 2. 税務について 31

事項索引 32

※ 当社ではお取扱いできない制度内容もあります。詳しくは当社担当者までお問い合わせください。

第Ⅰ章 企業年金制度の概要

1 年金二法の施行と企業年金制度

ア. 年金二法の施行

少子高齢化の進展や産業構造の変化等の社会経済情勢の変化が起こる中で、個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己責任において運用し、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができるように2001年10月には確定拠出年金法が施行され、続いて、労使間で合意した退職時又は高齢期の給付を従業員が確実に受給することができるように2002年4月には確定給付企業年金法が施行されました。

確定給付企業年金法は米国エリサ法のような包括的基本法の色彩が濃く、企業年金の統一的な枠組みを定めたものです。同法を語るキーワードは「受給権の保護」です。これまでの企業年金制度（特に適格退職年金制度※）において必ずしも明確に規定されていなかった部分、それが従業員の退職金受給権を保護するという考え方でした。この受給権保護を全面的に謳った法律が確定給付企業年金法です。

※ 適格退職年金とは、従業員を保険金受取人、信託受益者等として事業主が受託機関（生命保険会社、信託銀行等）と締結する退職年金に関する契約に基づき実施する企業年金で、法人税法施行令に定める14の要件を満たし、国税庁長官の承認を受けたものをいいます。

同法における受給権保護のための仕組みを説明するポイントは「受託者責任」「情報開示」「積立義務」の3つです。

1 受託者責任

企業年金の管理、運営に携わる者（すなわち、企業、基金ならびに受託金融機関）は、制度加入者に対する忠実義務、分散投資義務など受託者としての責任を負うことが求められます。

2 情報開示

企業は従業員に対し規約の内容を周知徹底させるとともに、掛金納付や資産運用、財務の状況についても情報開示することが求められます。

3 積立義務

最低5年に一度は財政再計算を行なうほか、毎事業年度末に積立金の積立状況を検証することが求められます。

イ. 年金二法施行後の企業年金制度

確定拠出年金法では、事業主が実施する「企業型年金」と国民年金基金連合会が実施する「個人型年金」が設けられ、確定給付企業年金法では、「基金型企業年金」と「規約型企業年金」が設けられました。

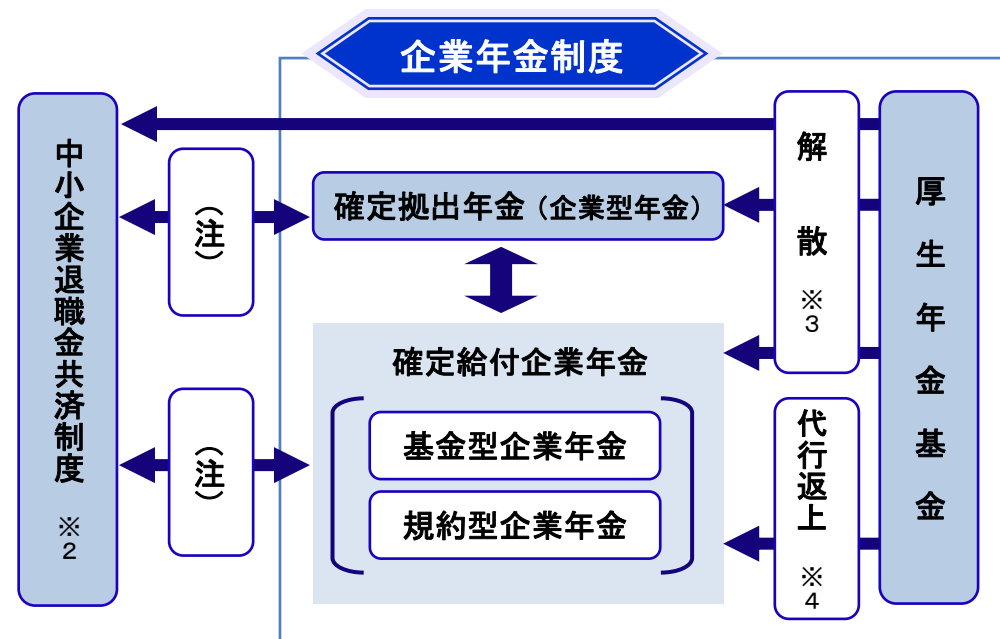
これら企業年金の創設に伴い、適格退職年金は、2012年3月末の廃止期限をもって、他の退職給付制度への移行が完了しました。

厚生年金基金については、2014年4月1日に施行された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」によって、新たな厚生年金基金^{※1}の設立ができなくなるとともに、厳しい財政運営基準が課されることになり、大幅に縮小しています。

2017年1月より、事業主と加入者・受給権者が将来発生するリスクを分担しあう確定給付企業年金（以下「リスク分担型企業年金」といいます。）が導入されました。本資料では、リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金について解説し、リスク分担型企業年金については、第Ⅱ章 5で参考として概要を解説します。

※1 厚生年金基金とは、厚生年金保険の一部を国に代わって支給・運用するとともに、企業独自の給付を上乗せ支給する企業年金で、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正前の厚生年金保険法に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された法人をいいます。

※2 中小企業退職金共済制度とは、中小企業の従業員の福祉の増進・雇用の安定を図り、中小企業の振興と発展に寄与する目的で、中小企業退職金共済法に基づき設けられた退職金制度で、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部が運営しています。



「→」は矢印方向に対して制度間の移行が可能

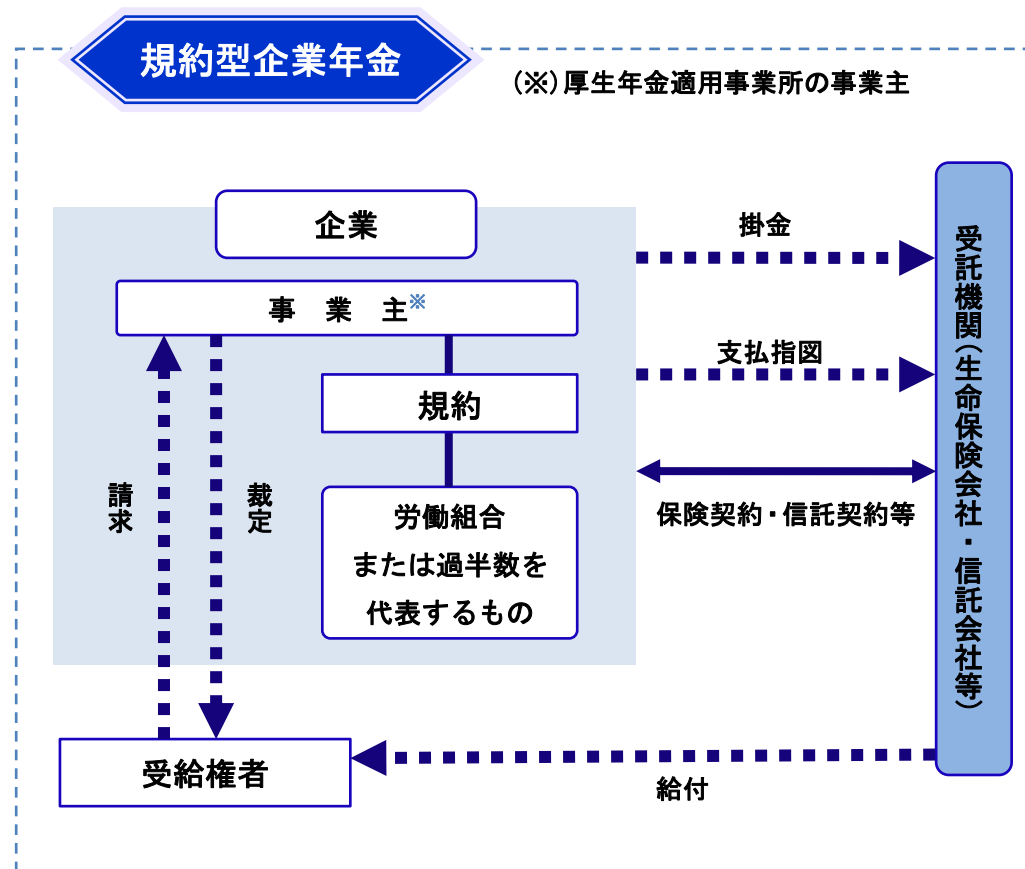
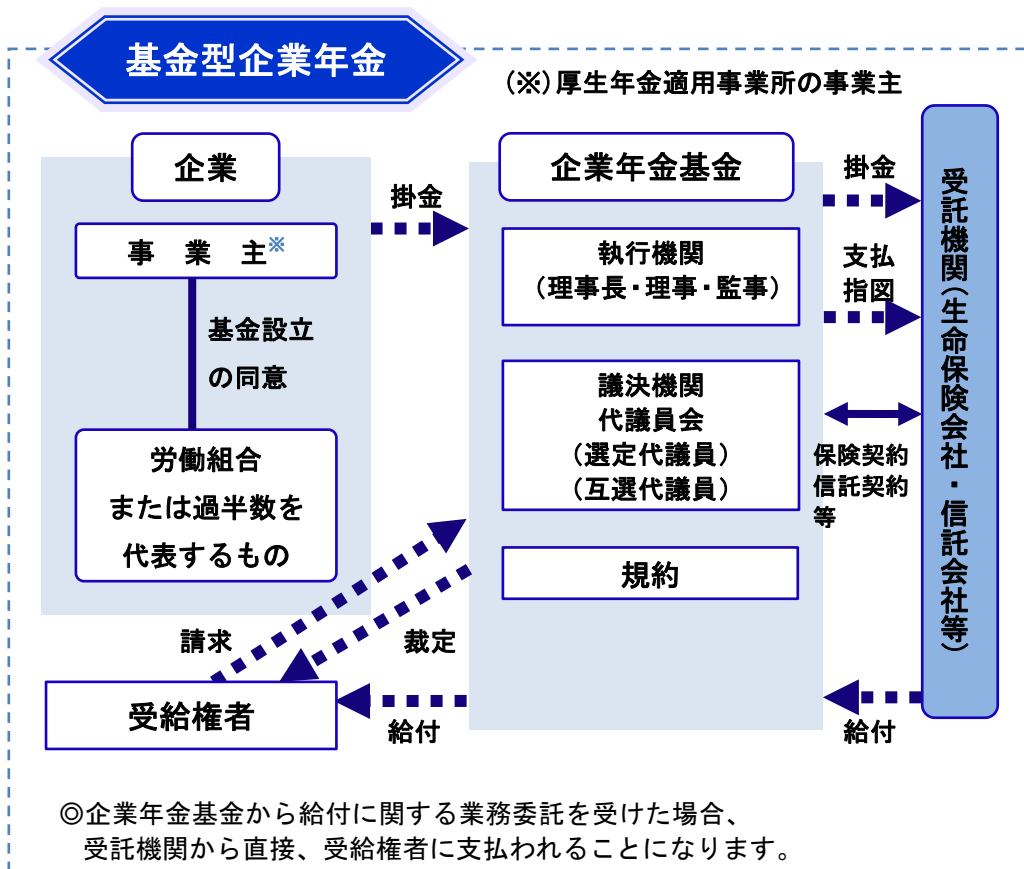
(注) 中小企業者でなくなった場合は右矢印 (→) のみ

合併等をした事業主が中小企業者である場合は、両矢印 (↔) のみ

※3 解散とは、通常の事業運営を中止、債権債務を整理し、国に代わって運営していた代行部分の給付の権利義務及び年金資産を国に返還した上で、残余財産を加入員及び受給権者に分配する業務をいいます。残余財産は他の企業年金制度等に交付・移換することができます。

※4 代行返上とは、国に代わって運営していた代行部分の給付の権利義務及び年金資産を国に返還した上で、加入員及び受給権者の国への返還により残った上乗せ給付の権利義務を、確定給付企業年金に承継することをいいます。

2 基金型企業年金と規約型企業年金



基金型企業年金は、規約に基づき別法人として設立される企業年金基金が運営主体となります。

基金型企業年金を実施するには、法令上加入者数が300名以上であることが必要なほか、厚生労働大臣の認可が必要です。

規約型企業年金は、規約に基づき事業主が運営主体となります。

規約型企業年金を実施するには、法令上人数要件はありませんが、厚生労働大臣の承認が必要です。

(複数事業主が1つの規約型企業年金を共同で実施する場合も、複数事業主の関係性に関する法令上の要件はありません。)

3 企業年金制度のメリット・デメリット

企業からみた主なメリット・デメリット

	メリット	デメリット
確定給付企業年金	◎充実した福利厚生制度により、優秀な人材を長期にわたって確保することができる ◎制度設計に自在性があり、企業の特徴を活かした制度設計が可能 ◎掛金は税務上損金となる	◎積立水準の検証等により、積立不足を強制的に充足させなければならない ◎退職給付債務認識が必要 ◎運用リスクを負う
企業型 確定拠出年金	◎退職給付債務認識が不要 ◎運用リスクを負わない ◎確定給付企業年金や確定拠出年金からの資産移換が容易 ◎掛金は税務上損金となる	◎従業員への投資教育等、制度運営に負荷とコストがかかる ◎拠出できる掛金に限度がある※ ◎給付が不確定になることにより、従業員のモラルダウンを招く可能性がある ◎退職事由に応じた給付格差を設けることができない

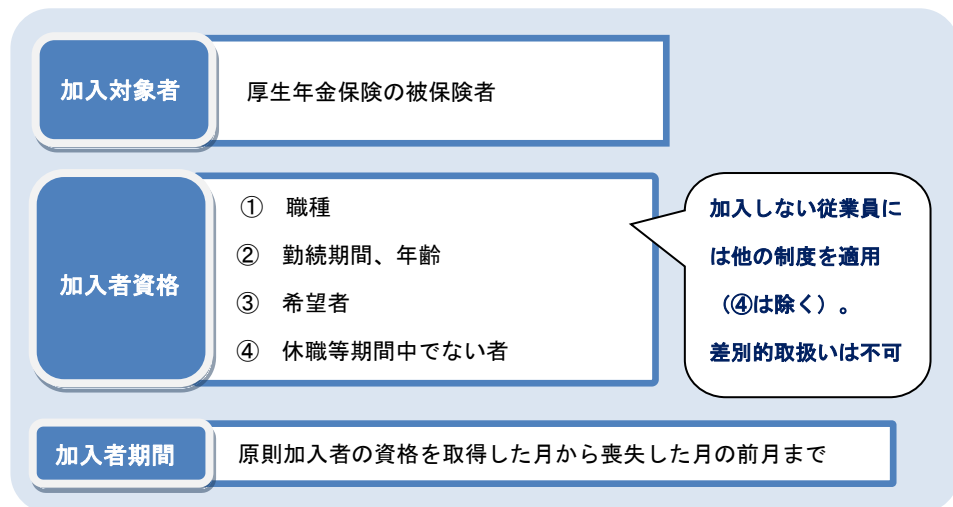
※詳細は、第Ⅱ章. 3. ウ「確定拠出年金の拠出限度額の改正に伴う確定給付企業年金への影響」をご覧ください。

従業員からみた主なメリット・デメリット

	メリット	デメリット
確定給付企業年金	◎受給権の保護が徹底される ◎制度運営に関する情報開示が徹底される ◎確定給付のため老後の生活設計が立てやすい	◎積立金は全体で管理されているので自分の持ち分が不明確
企業型 確定拠出年金	◎運用次第で想定以上の給付を受けることができる ◎積み立てられた自分の積立金が明確 ◎ポータビリティにつき、受換（受け入れ）が確定給付企業年金に比べ容易	◎原則として60歳到達前に受け取ることができない ◎従業員自ら運用リスクを負う ◎退職時の給付額が確定しないため、老後の生活設計が立てにくい

第Ⅱ章 確定給付企業年金の仕組み

1 加入者資格要件



確定給付企業年金は公的年金を補完し、従業員（役員を含む厚生年金保険の被保険者）の老後の所得を充実させる重要な役割を持つ制度です。確定給付企業年金では、原則として、厚生年金保険の被保険者全員を加入対象にし、事業主が従業員と約した内容に基づく給付を行なう制度で、規約で加入者に一定の資格を定めたときは、当該資格を有しない者を加入者としなことが可能です。

加入者の資格を定める場合、次の4通りの方法があります。

1 職種

研究職、営業職、事務職といった、就業規則等に定められたもので、給与、退職金等の労働条件が他の職種とは別に規定されていること。

2

勤続期間・年齢

試用期間中などの合理的な理由があり、一定の勤続期間以上、又は一定の年齢以上若しくは一定の年齢以下で定める。なお、この場合でも、勤続期間5年以上の従業員、30歳以上の従業員、または50歳未満の従業員は加入させること。

3

希望者

加入者が資格喪失を任意選択できるものではなく、かつ将来にわたる安定的な加入者数の確保が制度設計上配慮されていること。

4

休職等期間中でない者

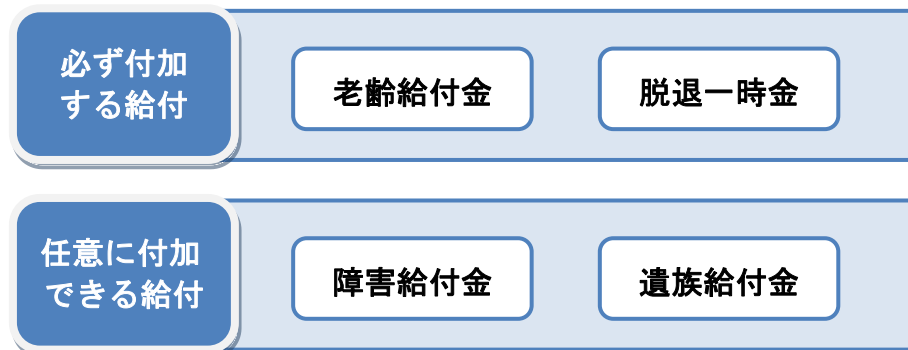
休職等（育児、介護休業を含む）期間が就業規則等の退職金の算定対象期間に含まれないなど加入者としなことに合理的な理由がある場合、それ以外の従業員のみを加入者とする。

加入者資格を定めることにより、加入しない（できない）従業員には同水準の給付が支給される他の制度を適用しなければなりません（ただし、4を除きます。）。

「職種」「勤続期間・年齢」で資格を定めるときは、非加入者には、他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金（企業型年金）、または退職一時金制度のいずれかを、「希望者」で資格を定めるときは、確定拠出年金（企業型年金）または退職一時金制度をそれぞれ適用できるようにします。

2 給付の種類と受給資格要件

ア. 給付の種類



イ. 受給資格要件等

	老齢給付金	脱退一時金	障害給付金	遺族給付金
支給形態	年金 ただし規約に定めることにより（受給権者の選択により）一時金としての支給も可	一時金	年金または一時金 （規約にて定める）	年金または一時金 （規約にて定める）

	老齢給付金	脱退一時金	障害給付金	遺族給付金
受給資格要件	規約に定めるところによる ただし、加入者期間20年以上の者には必ず受給権を付与すること	規約に定めるところによる ただし、加入者期間3年以上の者には必ず受給権を付与すること	規約に定めるところにより、障害状態になること	規約に定めるところにより、死亡したとき、遺族に支給する
支給開始要件	（ア）60歳以上70歳以下の規約で定める年齢に達したとき （イ）規約に定める（ア）の年齢未満で規約に定める年齢（ただし50歳以上）以降に実施事業所に使用されなくなったとき	退職したとき、規約に定められている加入資格を喪失したとき、または加入対象者でなくなったとき	障害状態になったとき なお、障害状態に該当しなくなったときは、支給が停止される	死亡したとき
支給期間	終身または5年以上の支給期間であること 保証期間を定めるときの保証期間は20年以内にする	規約に定めるところによる	規約に定めるところによる	老齢給付金を受給している者が死亡したとき、その遺族に支給する際には、老齢給付金の残余期間を下回ってはならない

ウ. 給付額の決め方

定 額 制	加入者期間に応じた額※ ¹
給与比例制	最終給与、平均給与、累計給与等に参加者期間に応じた率を乗じた額※ ¹
ポイント制	退職金ポイントの累計等にポイント単価を乗じた額※ ²
キャッシュバランスプラン	拠出付与額と利息付与額の累計額※ ²
そ の 他	上記の組み合わせ等

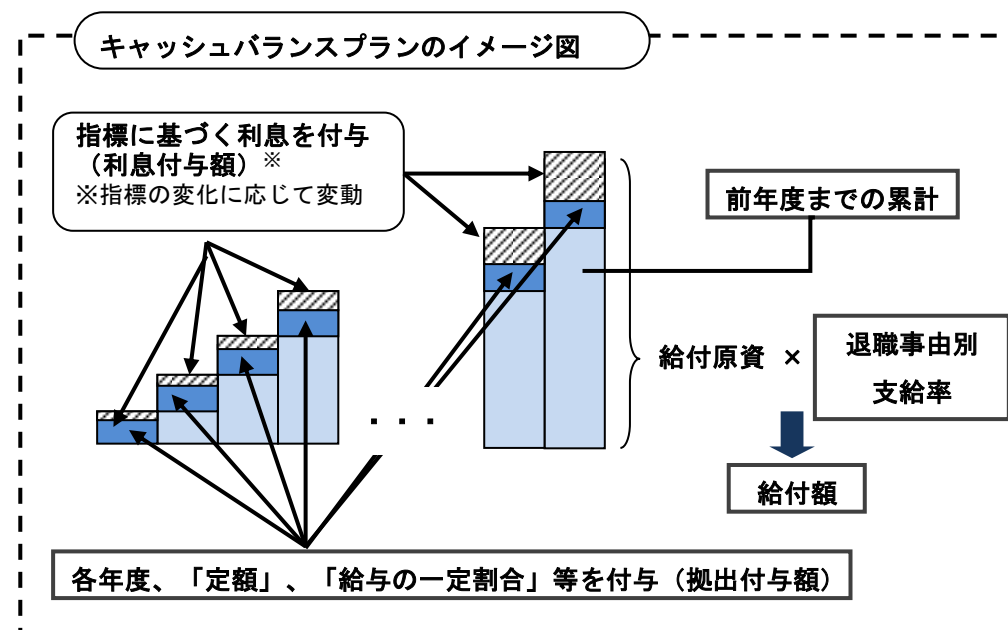
※¹ 上記の額に退職事由別支給率を乗じることも可能

※² 上記の額に退職事由別支給率、加入者期間に応じた率を乗じることも可能

給付額の決め方について、確定給付企業年金では、従来の定額制、給与比例制、ポイント制に加え、キャッシュバランスプランといわれる方法が可能です。

キャッシュバランスプランとは、確定給付と確定拠出の性質を合わせ持つ、中間的な制度です。

キャッシュバランスプランでは、拠出付与額（定額、給与の一定割合等）に加え、指標に基づく利息を付与します。指標の動きに応じて利息付与額が変動するので、給付額も変動します。

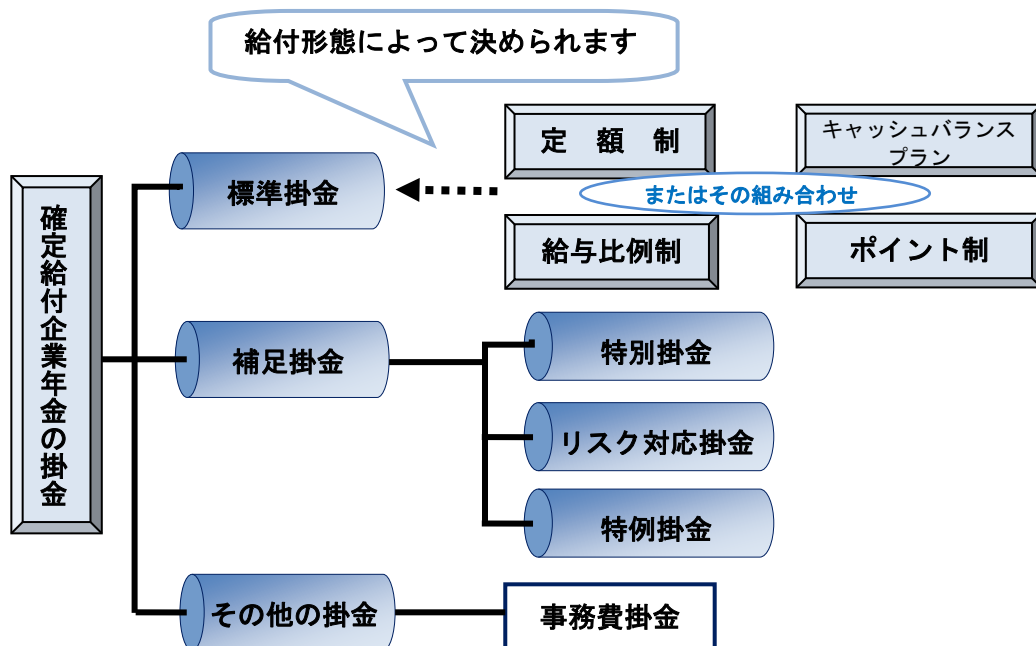


指標利率は、ゼロ以下でも設定できますが、指標利率を乗じた後の累計額が、指標利率を乗じる前の累計額を下回らないように設定する必要があり、以下5通りのいずれかで設定することとなっております。

- ① 定率
- ② 国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの
- ③ 積立金の運用利回りの実績
- ④ ①～③を組み合わせたもの
- ⑤ ②～④にその上限又は下限を定めたもの

3 掛金について

ア. 掛金の種類



掛金は上図のとおり、大きく3つに分かれており、「補足掛金」はさらに3つに分類されます。

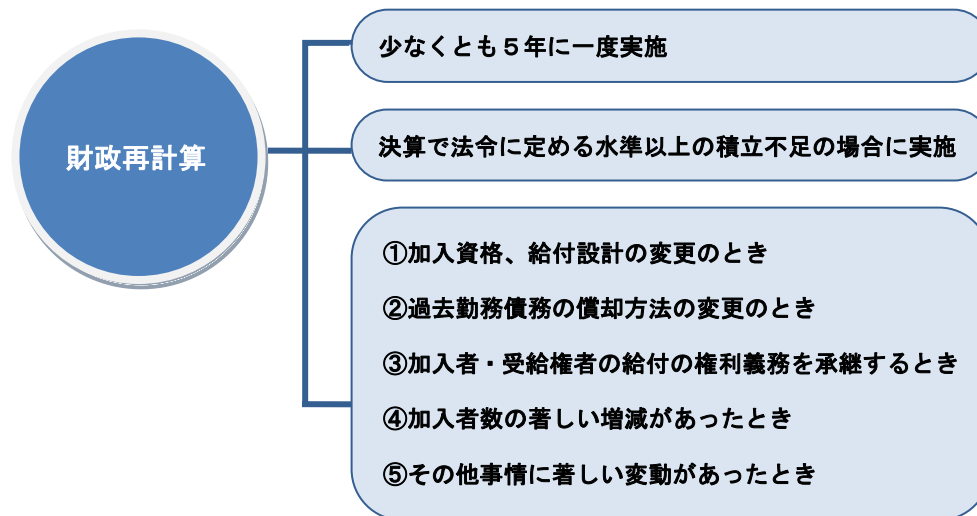
「標準掛金」は、加入者の将来の給付費用を準備するための掛金です（第Ⅲ章－1をご参照）。

「補足掛金」は「特別掛金」、「リスク対応掛金」、「特例掛金」に分かれます。「特別掛金」は、標準掛金や積立金だけでは賅えない不足額（過去勤務債務）を償却するために一定の期間や割合を設定して拠出する掛金です（第Ⅲ章－1，2をご参照）。「リスク対応掛金」は、あらかじめ将来発生するリスク（＝財政悪化リスク相当額）を算定し、その水準を踏まえて、拠出する掛金です（第Ⅲ章－3，4をご参照）。「特例掛金」は、財政検証のひとつである非継続基準に抵触した場合に、その抵触度合に応じて拠出する掛金などです

（第Ⅲ章－5－イをご参照）。

この他、制度運営のための事務費用などを「その他の掛金」として拠出できます。

イ. 掛金額の見直し



掛金は制度発足時に予定利率、予定脱退率等の数値から、数理計算により合理的に算出されます。しかし、その後の実態が計算通りに推移するとは限らないので掛金の見直しを実施します。これを**財政再計算**といいます。見直しには上図のように、少なくとも5年に一度は実施する財政再計算、決算で法令に定める水準以上の積立不足の場合に実施する財政再計算と、その他の場合に実施する財政再計算があります。

ウ. 確定拠出年金の拠出限度額の改正に伴う 確定給付企業年金への影響

2021年9月1日に公布された法令改正等により、個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入要件の緩和（2022年10月1日施行）とともに確定拠出年金の拠出限度額が見直されました（2024年12月1日施行）※。

企業型確定拠出年金の実施有無にかかわらず、確定給付企業年金実施する団体にも影響があります。

※「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法

2024年12月改正概要 《企業型確定拠出年金拠出限度額の見直し》

◎企業型確定拠出年金の拠出限度額は、月額5.5万円から、確定給付企業年金の他制度掛金相当額を控除する方法（それぞれの確定給付企業年金の掛金水準を反映する方法）へ改正されます。

◎確定給付企業年金の他制度掛金相当額は、確定給付企業年金の給付に対して事業主が拠出したとみなされるものとして、確定給付企業年金の標準掛金と同様の数理計算により算定します。

◎また、算定された他制度掛金相当額は、確定給付企業年金の規約に定める必要があります。

◎詳細は、下記URLに資料・動画説明をご用意しておりますので、ご参照ください。

<https://mylpc.jp/movie/houreikaisei/index.html>

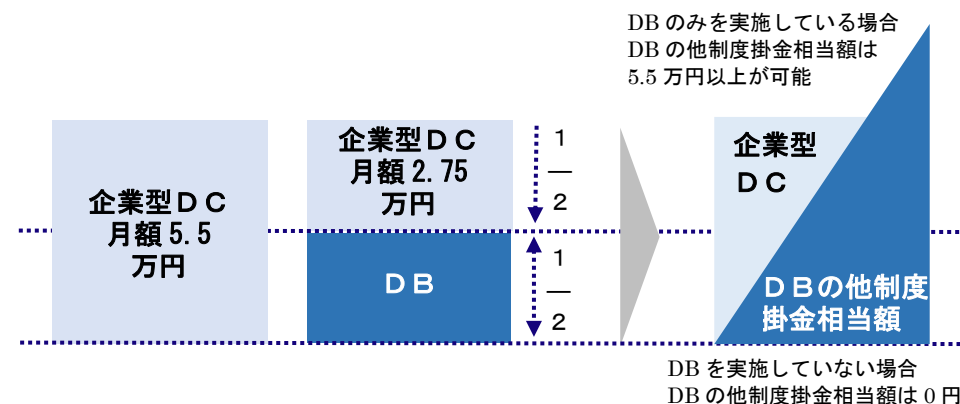
＜改正後の企業型確定拠出年金の拠出限度額＞

企業型確定拠出年金の拠出限度額

$$= \text{月額5.5万円} - \text{確定給付企業年金の他制度掛金相当額}$$

下表はイメージ図（確定拠出年金をDC、確定給付企業年金をDBで表示）

現在、確定給付企業年金（厚生年金基金・私学共済など含む）は給付水準・掛金水準にかかわらず、一律2.75万円の掛金を拠出する制度とみなされますが、多くの確定給付企業年金で他制度掛金相当額は月額2.75万円より小さいのが実態です。



《経過措置》

◎施行日（2024年12月1日）以降も企業型確定拠出年金の拠出限度額を2.75万円とする経過措置が講じられています。ただし、施行日以降、確定給付企業年金の給付設計や確定拠出年金拠出額算定方法の見直しを行なう場合、経過措置は終了となります。

4 中途脱退者のポータビリティについて

確定給付企業年金において年金を受給するには、長期の加入者期間を要件としている場合が多く、転職により短期の加入者期間で退職する方は脱退一時金を受け取ることが一般的でした。また、年金の受給資格要件がある方でも転職した場合には、年金を受け取る際に複数の確定給付企業年金に請求手続きをする必要があり、手続きが面倒でした。

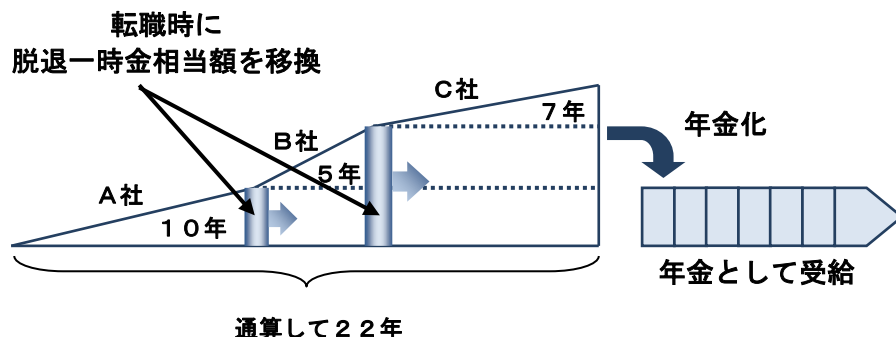
このような方でも老後にまとまった年金を1つの制度への請求手続きで受け取ることができるよう、脱退一時金相当額を原資として、他の制度に加入していた一定期間を通算し、給付額を算定する仕組みが整備されました。これをポータビリティと呼んでいます。

ポータビリティを活用し、脱退一時金相当額を受給せず転職先の確定給付企業年金等に移換する（持ち運ぶ）ことで、最終的に1つの制度からの年金として受給するイメージは次のとおりです。

中途脱退者とは？

確定給付企業年金の脱退一時金の受給権を得た脱退者をいい、ポータビリティの対象者となります。

◎ポータビリティを活用した年金受給のイメージ



中途脱退者は確定給付企業年金を実施している事業主等に申し出ること、脱退一時金相当額（の全部）を移換することが可能となっています。

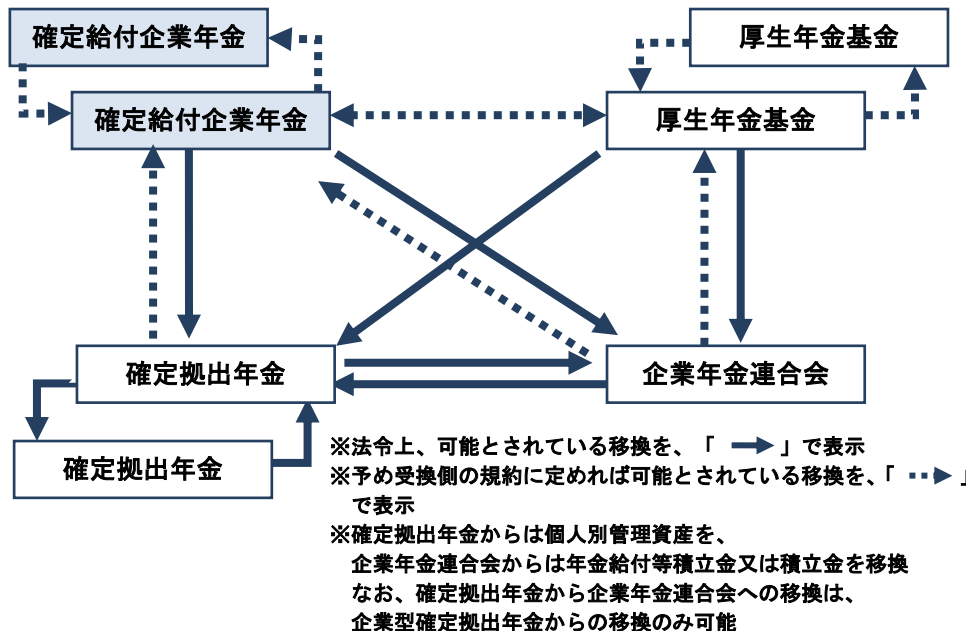
ポータビリティの対象となる制度および当該制度間における脱退一時金相当額等の移換イメージは次の図のとおりです。

確定拠出年金法の改正により、制度間の年金資産の移換（ポータビリティ）の改善（2022年5月1日施行）がなされています。

具体的には、「終了した確定給付企業年金からiDeCoへの年金資産の移換」と「加入者の退職等に伴う企業型確定拠出年金から通算企業年金※への年金資産の移換」が可能となりました。

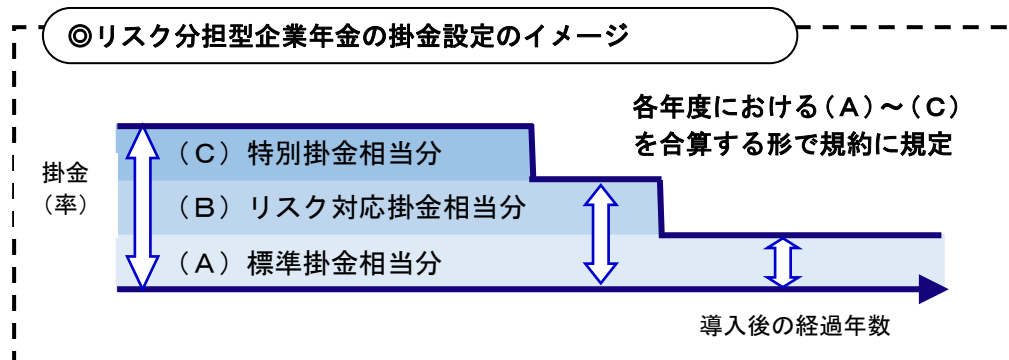
※「通算企業年金」とは、企業年金連合会が、退職者等向けに運用する年金です

◎ポータビリティの対象となる制度と
脱退一時金相当額等の移換イメージ



5（参考）リスク分担型企業年金について

リスク分担型企業年金は、将来発生するリスク（＝財政悪化リスク相当額 第三章－3をご参照）を、事業主の掛金負担で対応する部分と加入者・受給権者の給付調整で対応する部分とで、どのように分担するかをあらかじめ労使合意により定める制度です。この制度は、事業主は固定の掛金を拠出することで、加入者・受給権者は毎年度の決算で財政均衡が崩れた場合に給付額が増減されることで、それぞれリスクを分担する仕組みの確定給付企業年金で、2017年1月より導入されました。



給付額の決め方は、「(リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金と同様に算定した額) × (調整率)」で算定されます。調整率は、毎年度の決算において①調整前の通常予測給付現価^{※1}、②積立金、③掛金収入現価^{※1}（標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金の全ての掛金の収入現価の合計）、④財政悪化リスク相当額を用いて次のように定めます。

- ・ 積立不足 (②+③<①) の場合 調整率 = (②+③) ÷ ①
- ・ 財政均衡 (①≤②+③≤①+④) の場合 調整率 = 1. 0
- ・ 積立剰余 (②+③>①+④) の場合 調整率 = (②+③-④) ÷ ①

リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金の財政悪化リスク相当額の算定方法は第三章－3に記載のとおりですが、リスク分担型企業年金の算定方法

は次の点で異なります。

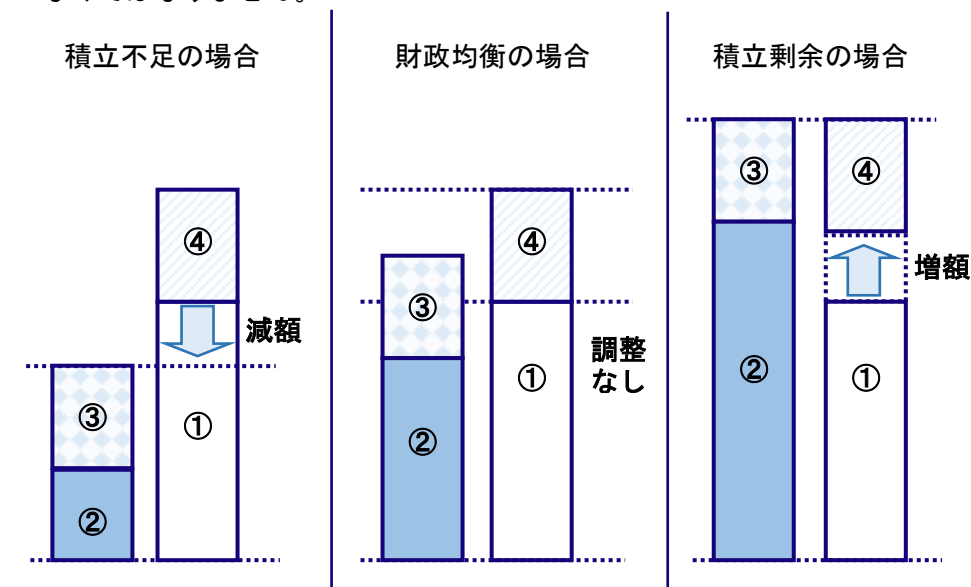
ア 標準的な算定方法^{※1}における相違点

一定期間経過後を推計し、そのときの積立金の価格変動リスクと予定利率が1%低下した際の負債の変動リスクを合算した額となります。

イ 特別算定方法^{※1}における相違点

予定利率が低下した際の負債の変動リスクを考慮することは必須です。

また、その他資産の割合が10%以上の場合には、特別算定方法を採用しなくてはなりません。



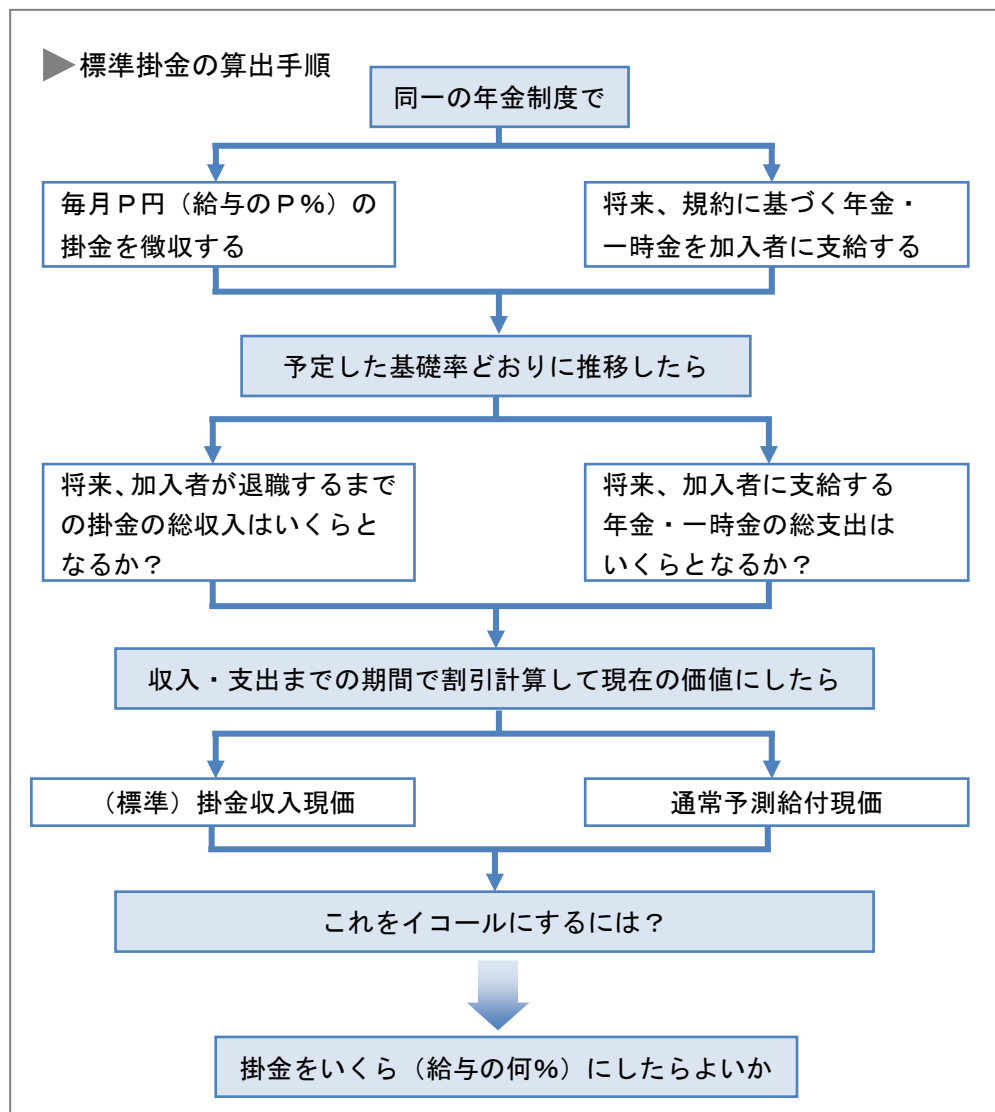
運用の結果が加入者・受給権者の給付に反映される可能性があることから、運用の基本方針^{※2}の作成、変更にあたっては、加入者の意見を聴き、その意見を十分に考慮することとされています。また、業務概況^{※2}については、調整率の推移その他調整率に関する事項を記載するとともに、加入者に加えて受給権者にも周知することになっています。

なお、リスク分担型企業年金のうち、事業主が固定の掛金の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付会計上「確定拠出制度」に分類されるため、退職給付債務の認識が不要です。

※1の用語については第三章を、※2の用語については第四章をご参照ください。

第Ⅲ章 確定給付企業年金の数理

1 掛金計算の仕組み



掛金計算は収支相等の原則に従い、数理計算を行ないます。

収支相等の原則とは、掛金（収入）と給付（支出）を制度全体としてバランスさせることをいい、年金数理の基本原則となっています。

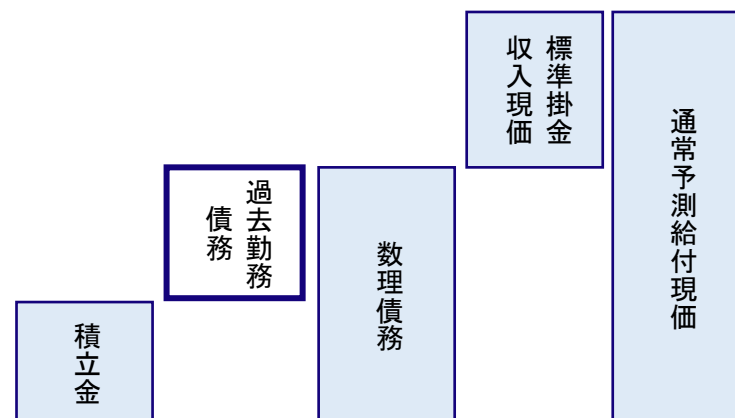
この計算においては、個々の加入者について収入と支出を一致させるのではなく、年金制度全体としてバランスさせます。また、毎年の収支が一致することではなく、長期において収支のバランスが取れるように計算しています。

実際の計算では、標準年齢を設定して、その年齢で加入する者について収支相等する掛金を計算し、それを**標準掛金**と呼んでいます。

しかし、標準年齢で加入しない者（制度導入時は大多数こうなります）については収支が相等せず、過不足（制度導入時は大多数が不足）が生じます。この不足額を**過去勤務債務**といいます。

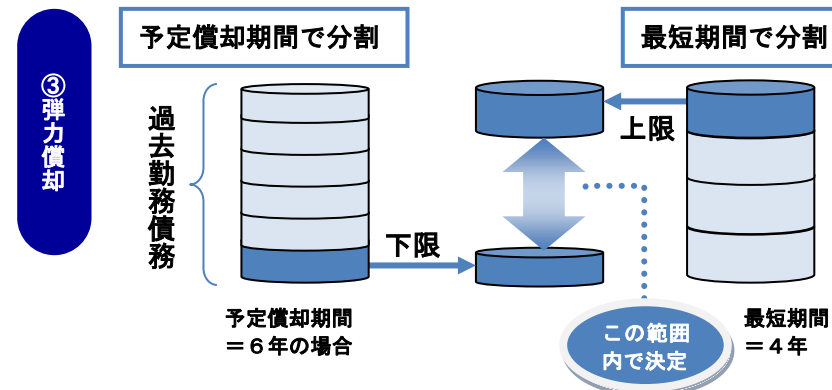
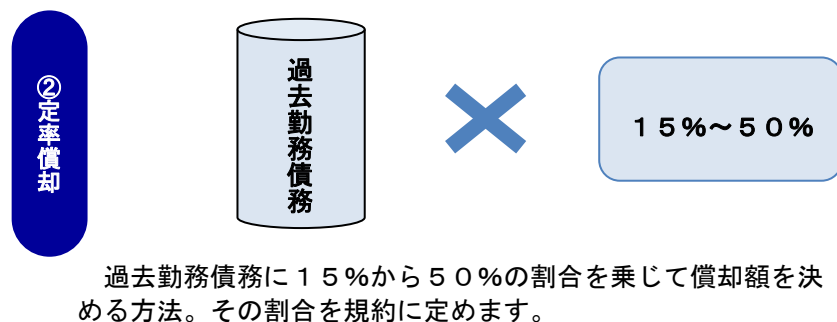
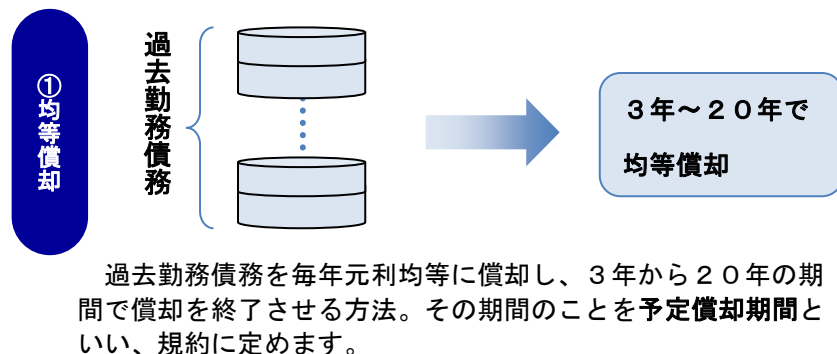
過去勤務債務は具体的には、制度全体の通常予測給付現価から標準掛金収入現価を控除し（これを「数理債務」といいます。）、その額が積立金※に不足している分となります。

※ 別途積立金（剰余金の累計）がある場合は、積立金から別途積立金を控除した値を用います。



2 過去勤務債務の償却

過去勤務債務を償却するための特別掛金額の計算には、次の方法等があります。



規約に予定償却期間を定め、過去勤務債務をその予定償却期間で元利均等償却した額を下限とします。併せて、予定償却期間に応じて定まる最短期間（下表参照）により元利均等償却した額を上限とします。

この上限と下限の範囲内で償却額は毎年変更可能で、事前に規約に定めます。

予 定 償 却 期 間	5 年未満	5 年以上 7 年未満	7 年以上 9 年未満	9 年以上 1 1 年未満	1 1 年以上 1 3 年未満	1 3 年以上 1 4 年未満	1 4 年以上 1 5 年未満	1 5 年以上
最 短 期 間	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年	9 年	1 0 年

※ この3つの方法以外には、段階引上げ償却があります。

3 財政悪化リスク相当額

財政悪化リスク相当額※とは、将来発生するリスクで、「通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額」と定義されています。

また、積立不足が生じた場合でも安定的な償却が可能となるように、現行最大20年の償却期間に連動させて、財政悪化リスク相当額は20年程度に1回の損失にも耐える基準として定められています。

財政悪化リスク相当額の算定方法には、次の2つの方法があります。

- ① 標準的な算定方法
- ② 特別算定方法

① 標準的な算定方法

将来発生するリスクとして、「価格変動リスク（将来の積立金の価格変動による積立金の減少）」を想定しています。次表の上段に記載のリスク係数が定められている資産以外の資産（以下「その他資産」といいます）の割合が20%未満の場合に採用できます。

財政悪化リスク相当額＝

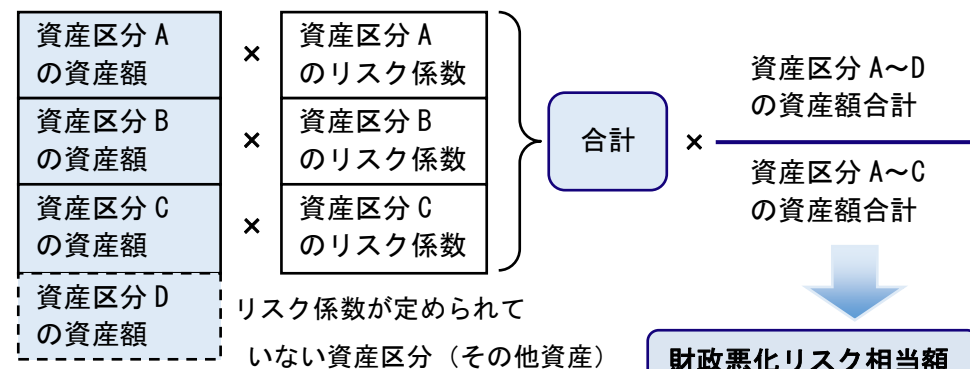
「資産区分ごとの資産額×資産区分ごとのリスク係数」の合計額
×補正率

補正率＝資産額合計（上限は通常予測給付現価）
÷リスク係数の定められている資産額の合計

資産の区分	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産
リスク係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%

◎標準的な算定方法のイメージ

その他資産の割合が20%未満、かつ通常予測給付現価＞資産額合計のケース



② 特別算定方法

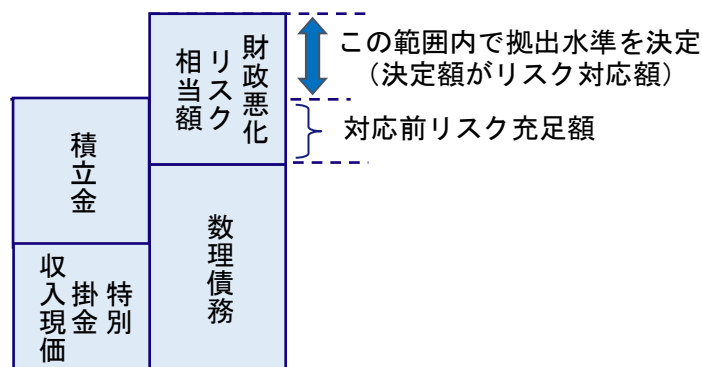
厚生労働大臣の承認を受けて、それぞれの実態にあわせて算定する方法です。積立金の価格変動リスクを考慮することは必須であり、基礎率が実績と乖離する負債の変動リスクの考慮は任意です。

「その他資産」の割合が20%以上の場合には、特別算定方法を採用しなくてはなりません。

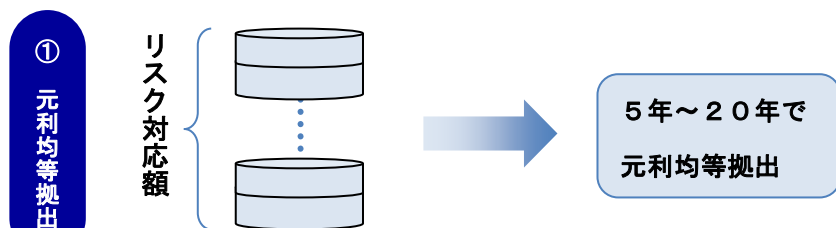
※ 2018年1月以降を計算基準日とする財政計算から導入が必須となっています。なお、簡易な基準（5-オをご参照）の場合は、財政悪化リスク相当額は0と決められています。

4 リスク対応掛金の拠出

リスク対応掛金は、財政再計算時に財政悪化リスク相当額が対応前リスク充足額（積立金と特別掛金収入現価の合計額が数理債務を上回る額）を上回る額の範囲内で拠出水準を決定し（決定した額を以下「リスク対応額」といいます。）、次の3つの方法等により拠出します。ただし、リスク対応掛金は将来のリスクに備えるためのものであることから、緊急度を考慮して、その拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期に設定する必要があります。

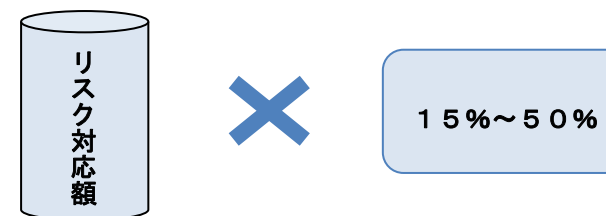


リスク対応掛金の設定方法



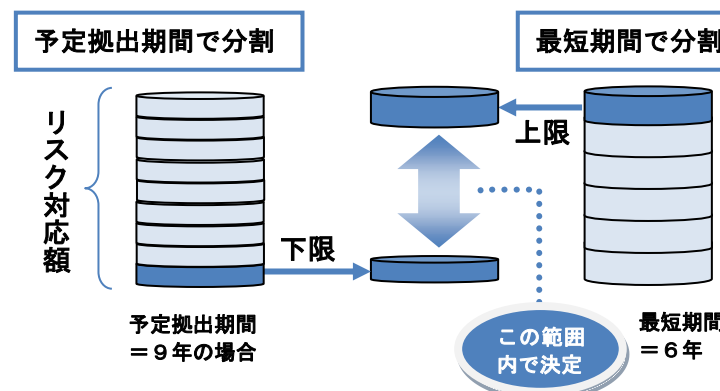
リスク対応額を毎年元利均等に拠出し、5年から20年の期間で拠出を終了させる方法。その期間のことを**予定拠出期間**といい、規約に定めます。

② 定率拠出



リスク対応額に15%から50%の割合を乗じて拠出額を決める方法。その割合を規約に定めます。

③ 弾力拠出



規約に予定拠出期間を定め、リスク対応額をその予定拠出期間で元利均等拠出した額を下限とします。併せて、予定拠出期間に応じて定まる最短期間（下表参照）により元利均等拠出した額を上限とします。

この上限と下限の範囲内で拠出額は毎年変更可能で、事前に規約に定めます。

予 定 拠出期間	9年未満	9年以上 11年未満	11年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上
最 短 期 間	5年	6年	7年	8年	9年	10年

※ この3つの方法以外には、段階引上げ拠出があります。

5 財政検証

確定給付企業年金では、毎事業年度、年金財政状態を把握し、積立金の水準をチェックする作業を行ないます。この作業を**財政検証**といいます。

財政検証では、継続基準、非継続基準といわれる2種類の積立不足と積立超過の合計3種類のチェックを実施します。

ア. 継続基準

継続基準とは？

確定給付企業年金を継続していくうえで、積立金が予定通りに積み立てられているかどうかを検証するものです。具体的には、「責任準備金※¹」と「積立金」を比較します。

STEP 1

責任準備金の計算

責任準備金を

- ① 通常予測給付現価から掛金収入現価（標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金の全ての掛金の収入現価の合計）を控除した額
- ② 財政悪化リスク相当額
- ③ 積立金※²

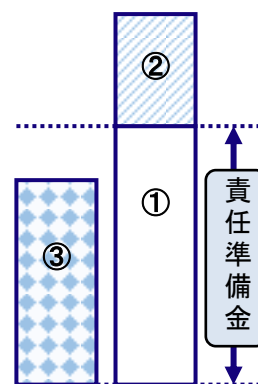
を用いて、次の区分に応じて算出します。

※¹ 将来の給付を賄うために現在準備しておくべき額

※² STEP 1の積立金は、別途積立金（剰余金の累計）がある場合は控除後の値を用います。

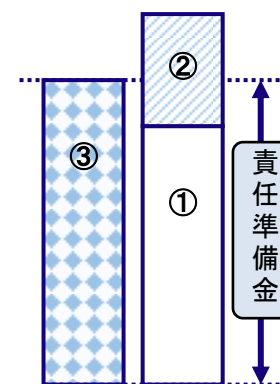
③<①の場合

責任準備金=①



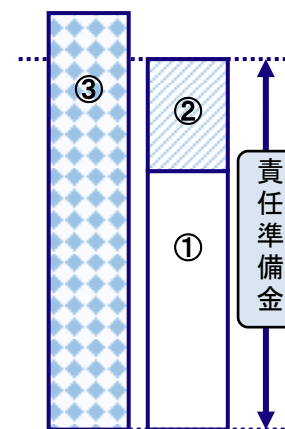
①≤③≤①+②
の場合

責任準備金=③



③>①+②の場合

責任準備金=①+②



STEP 2

許容繰越不足金の計算

許容繰越不足金を計算します。これは、多少の範囲内なら積立金が責任準備金より不足しても支障はないという観点から設けられたもので、文字通り許容できる不足額といえます。

許容繰越不足金は、次の2つの方法等で算出します。

$$1 \quad (\text{今後20年間の標準掛金収入現価}) \times (\text{規約に定める率}) \times 3$$

※³ 規約に定める率は15%以下であること

当該事業年度以後20年間の標準掛金の予想額を予定利率で現価に割戻した額に、規約であらかじめ定めた率（15%以下であること）を乗じて求めます。

2 (責任準備金) × (規約に定める率) ※4

※4 規約に定める率は15%以下であること

責任準備金に、規約であらかじめ定めた率（15%以下であること）を乗じて求めます。

STEP 3

積立金との比較

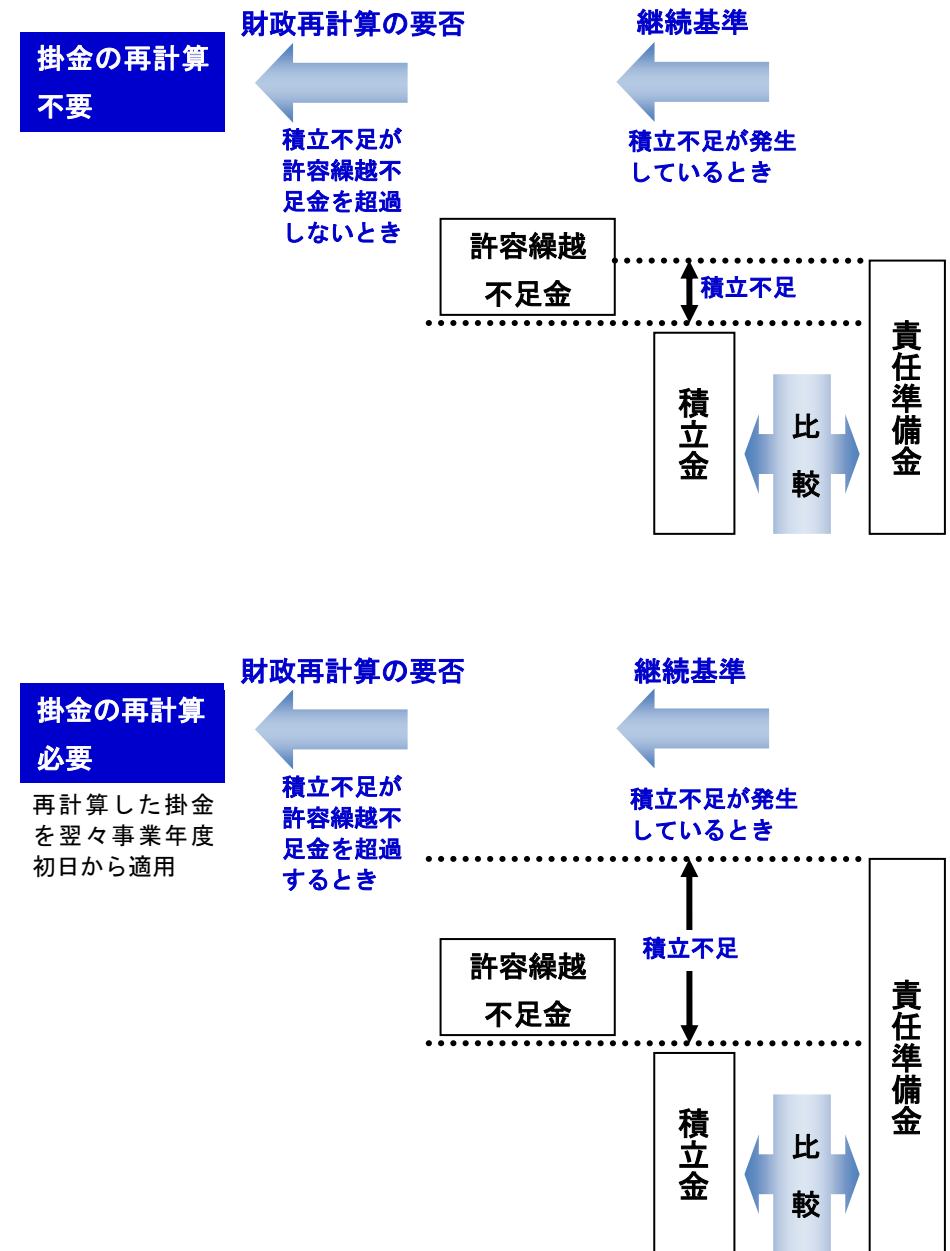
積立金※5と責任準備金とを比較します。

積立不足が発生しているとき※6は、継続基準に抵触するため財政再計算の要否を判定します。積立不足が許容繰越不足金を超過するとき※7は、財政再計算の要否の判定に抵触するため掛金を再計算します。財政再計算は、当該事業年度の末日を計算基準日として実施し、算出された新しい掛金を、遅くとも当該事業年度の翌々事業年度初日までに適用しなければなりません。

※5 STEP3の積立金は、別途積立金（剰余金の累計）がある場合は控除前の値と用います。

※6 積立比率で表すと、 $(\text{積立金} \div \text{責任準備金}) < 1.00$ のとき

※7 積立比率で表すと、 $\{(\text{積立金} + \text{許容繰越不足金}) \div \text{責任準備金}\} < 1.00$ のとき



イ. 非継続基準

非継続基準とは？

確定給付企業年金を終了した場合に、加入者や受給権者に対して過去期間分の給付に見合う給付債務が積立金として確保されているかどうかを検証するものです。具体的には、「最低積立基準額」と「積立金」を比較します。

STEP 1

最低保全給付の計算

▶ 加入者についての計算手順

最低保全給付を算出します。

加入者についての計算方法は、

- ①標準退職年齢時^{※1}の給付をもとに算出する方法
 - ②現時点の要支給額^{※2}をもとに算出する方法（原則キャッシュバランスプランの場合に使用）
- の2通りがあります。

※1 標準退職年齢とは、加入者が退職して資格を喪失する標準的な年齢です。

※2 要支給額とは、自己都合により退職したと仮定した場合に支給される給付額です。

①標準退職年齢時の給付をもとに算出する方法

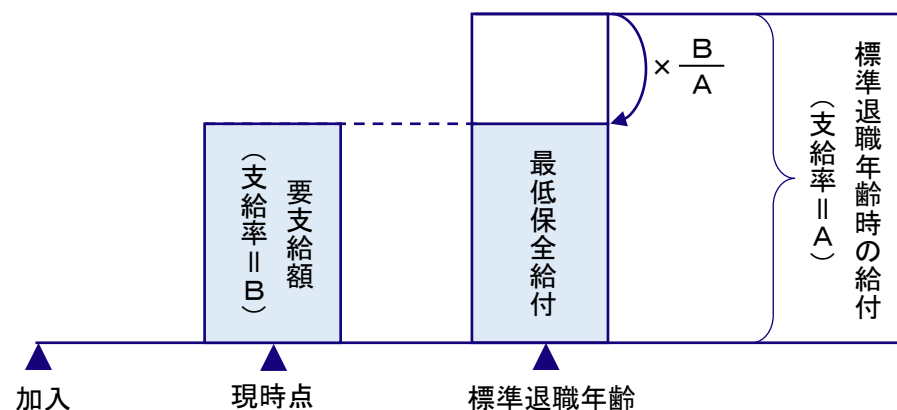
（標準退職年齢時の給付）×（加入者期間に応じた率）

ここで、標準退職年齢時の給付を算出する際は、給与（ポイント）は現時点のものを使用します。

加入者期間に応じた率は、

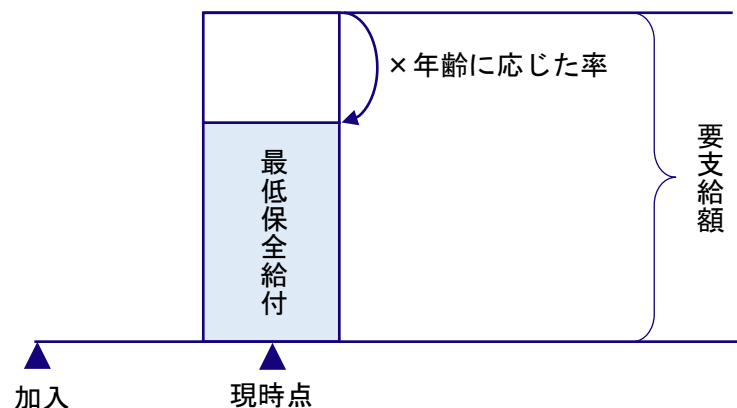
「現時点の自己都合退職による支給率÷標準退職年齢時の支給率」

となります。この方法では「最低保全給付＝要支給額（ただし、支給時期は標準退職年齢時）」となります。



②現時点の要支給額をもとに算出する方法

(要支給額) × (年齢に応じた率)



受給権者についての計算手順

受給権者については、支給されている年金額（又は支給される予定の年金額）が、最低保全給付になります。

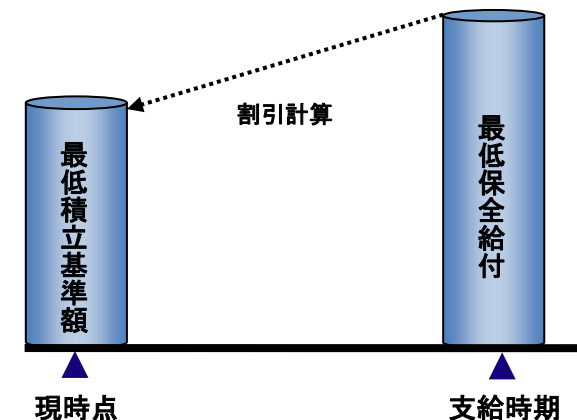
STEP 2

最低積立基準額の計算

最低積立基準額を計算します。最低積立基準額は、最低保全給付を支払うための原資となる金額のことです。

最低保全給付（一時金の場合はその額、年金の場合は年金現価を計算）を支給時期から現時点まで割引計算した額が最低積立基準額です。計算には予定利率（厚生労働大臣が直近5年間に発行された30年国債の利回りを勘案（5年平均）して定める率^{※3}）、予定死亡率を使用します。

※3 厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合（ない場合は過半数を代表する者）の同意（基金型企業年金の場合は代議員会の議決）を得た場合、調整幅内の予定利率を設定することが可能です。

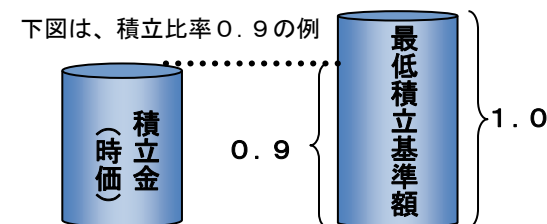


※ 最低積立基準額の計算に使用する予定利率・予定死亡率は、責任準備金計算に使用するものと異なります。

STEP 3

積立比率の計算

積立比率を計算します。



$$(\text{積立比率}) = (\text{積立金}) \div (\text{最低積立基準額})$$

(積立比率) ≥ 1.0 ならば、掛金を臨時拠出する必要はありません。

(積立比率) < 1.0 ならば、積立金が最低積立基準額を下回っていることになるため、積立不足に伴い拠出すべき掛金の額を算出する必要があります。

ただし、 $0.9 \leq (\text{積立比率}) < 1.0$ の場合、前3事業年度のうち2事業年度以上の積立比率が1.0以上ならば臨時拠出を行なわないこともできます。

STEP 4

積立不足に伴い拠出すべき掛金の拠出時期の選択、額の計算及び特例掛金の額

STEP 3で積立不足に伴い拠出すべき掛金の額の算出が必要となった場合は、まず拠出すべき時期を①翌事業年度、②翌々事業年度から選択します。次に、選択した拠出時期に応じて、最大と最小の額を計算し、その範囲内から拠出すべき額を定めます。

①翌事業年度に拠出する場合

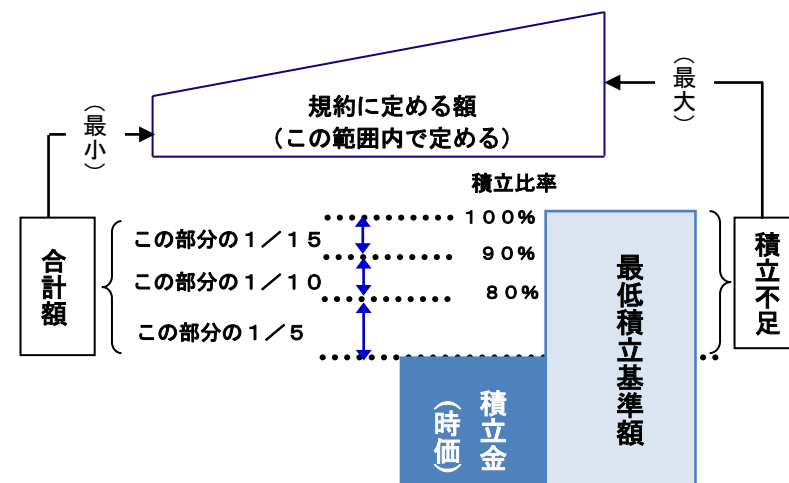
次の範囲内から定めます。定めた額を「規約に定める額」といい、その額が特例掛金の額となります。

最大：積立不足（＝最低積立基準額－積立金）

最小：積立比率80%未満部分の1/5

＋積立比率80%以上90%未満部分の1/10

＋積立比率90%以上100%未満部分の1/15



②翌々事業年度に拠出する場合

(法令による) 読替後の積立金、読替後の積立比率を計算します。①の積立金、積立比率をこれに読替えて範囲を計算し、その範囲内から定めます。定めた額を「規約に定める額」といい、その額が0を上回る場合は、その額が特例掛金の額となります。

最大：最低積立基準額－読替後の積立金

最小：読替後の積立比率80%未満部分の1/5

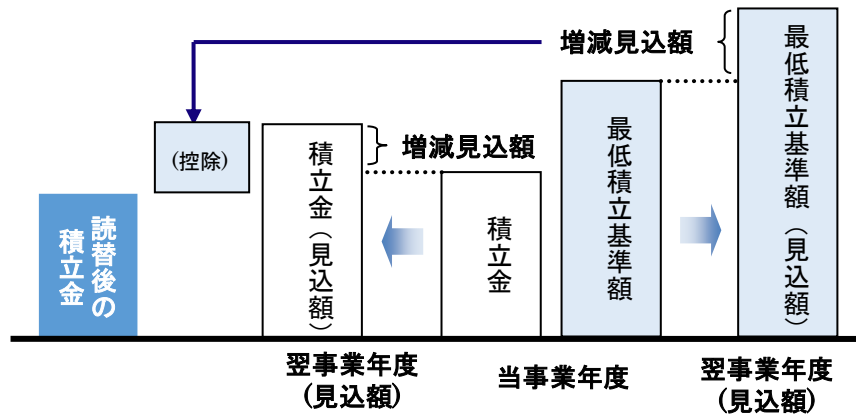
＋読替後の積立比率80%以上90%未満部分の1/10

＋読替後の積立比率90%以上100%未満部分の1/15

(i) 読替後の積立金

翌事業年度の最低積立基準額（見込額）を計算し、当事業年度の最低積立基準額との差額である翌事業年度の最低積立基準額増減見込額を求めます。次に、翌事業年度の積立金（見込額）を計算し、当事業年度の積立金との差額である翌事業年度の積立金増減見込額を求めます。

当事業年度の積立金から翌事業年度の最低積立基準額増減見込額を控除し、翌事業年度の積立金増減見込額を加算して、読替後の積立金を求めます。



ウ. 積立超過

積立超過とは？

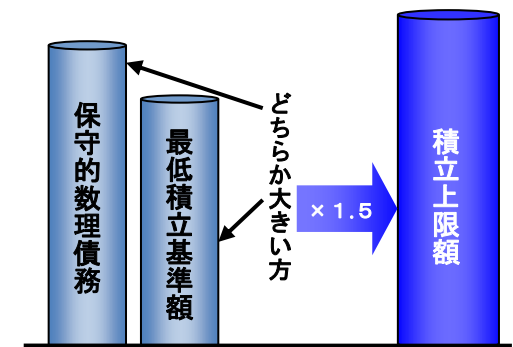
積立金が必要以上に積み立てられていないかを検証するものです。具体的には、運用環境等の変化に備えて安全を見込んで設定する一定の限度額「積立上限額」と「積立金」を比較します。

STEP 1

積立上限額の計算

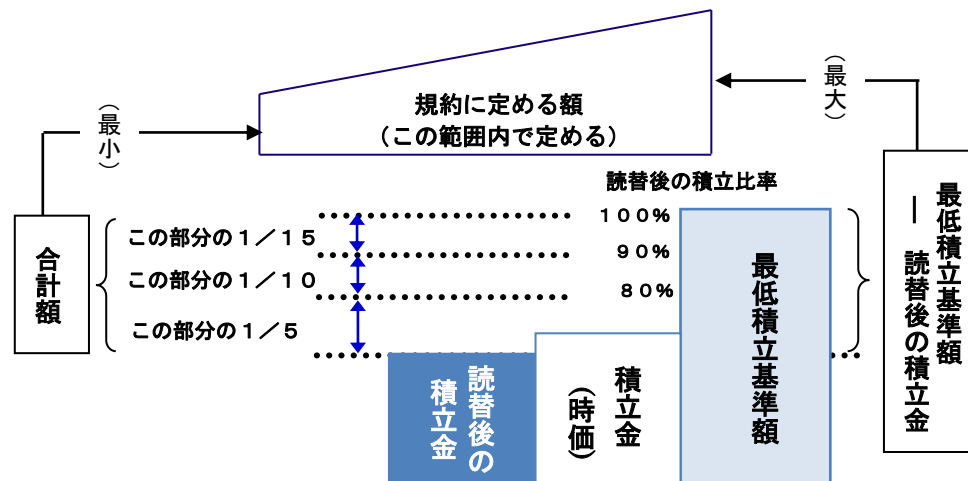
積立上限額を計算します。積立上限額は、保守的数理債務（保守的な基礎率で計算した数理債務）と最低積立基準額のどちらか大きい方の1.5倍となります。

保守的数理債務は、保守的な基礎率を用いて計算するので、数理債務よりも必ず大きな値となります。そのため、積立金が数理債務と最低積立基準額の大きい方の1.5倍以下である場合は、明らかに積立超過にはなっていないので、ステップ1～3を全て省略します。



(ii) 読替後の積立比率

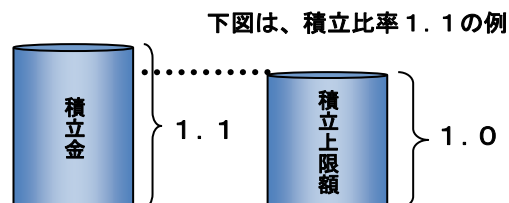
読替後の積立金を当事業年度の最低積立基準額で除して求めます。



STEP 2

積立比率の計算

積立比率を計算します。



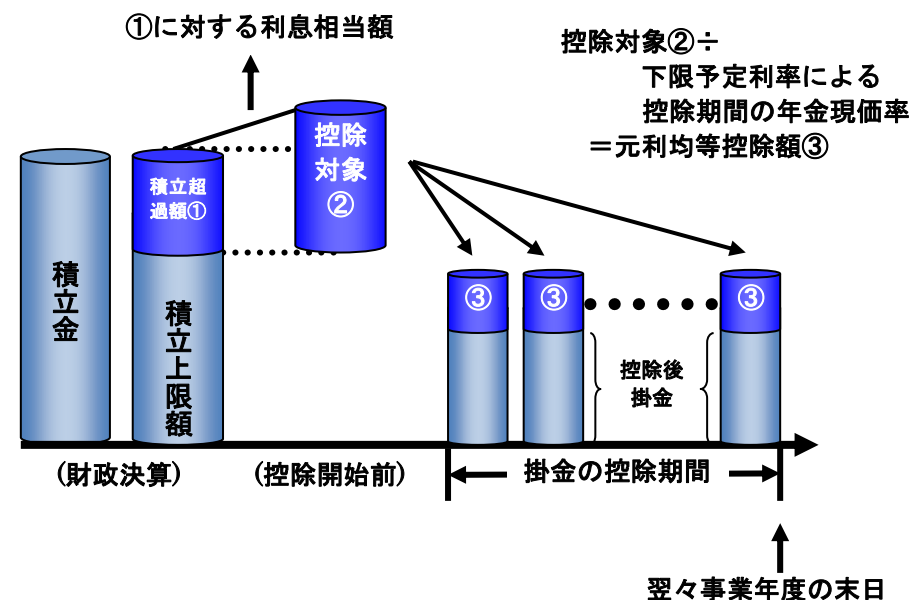
$$(\text{積立比率}) = (\text{積立金}) \div (\text{積立上限額})$$

(積立比率) ≤ 1.0 ならば、掛金控除する必要はありません。
 (積立比率) > 1.0 ならば、積立金が積立上限額を上回っていることになるため、掛金控除の必要があります。

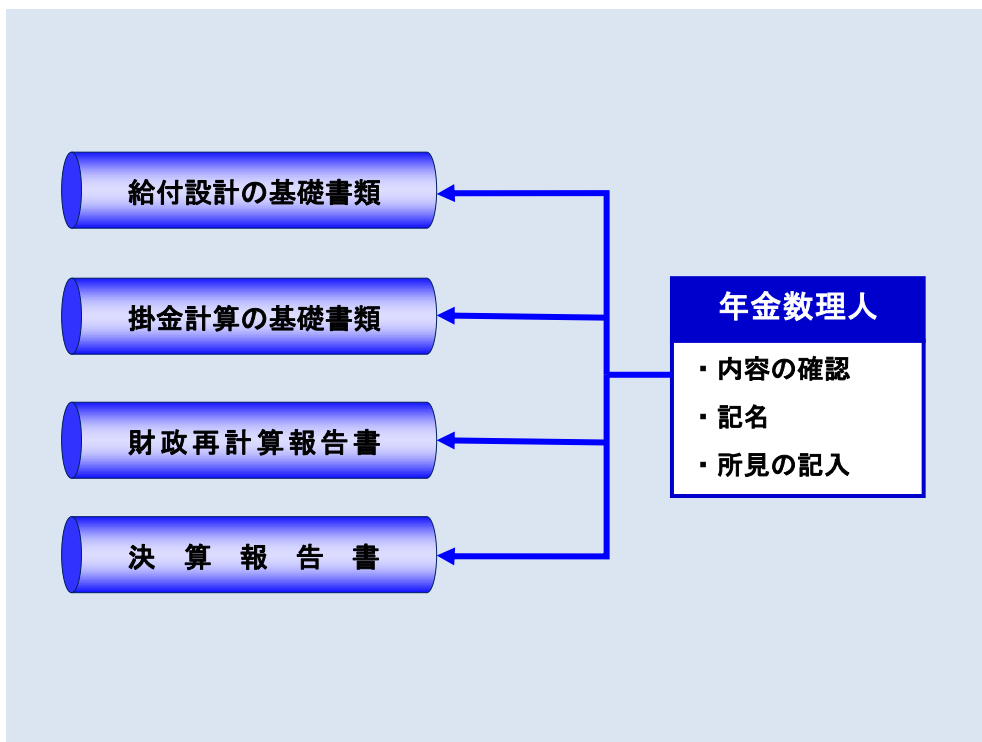
STEP 3

掛金からの控除額の計算

STEP 2で掛金控除が必要となった場合は、掛金からの控除額を計算します。積立金のうち積立上限額を超える部分の額（積立超過額）に利息相当額（計算の利率は当該事業年度末日の下限予定利率）を加味した控除対象額を、控除開始時（遅くとも翌々事業年度の最初の掛金拠出時）から翌々事業年度の末日までの期間で元利均等に掛金から控除します。



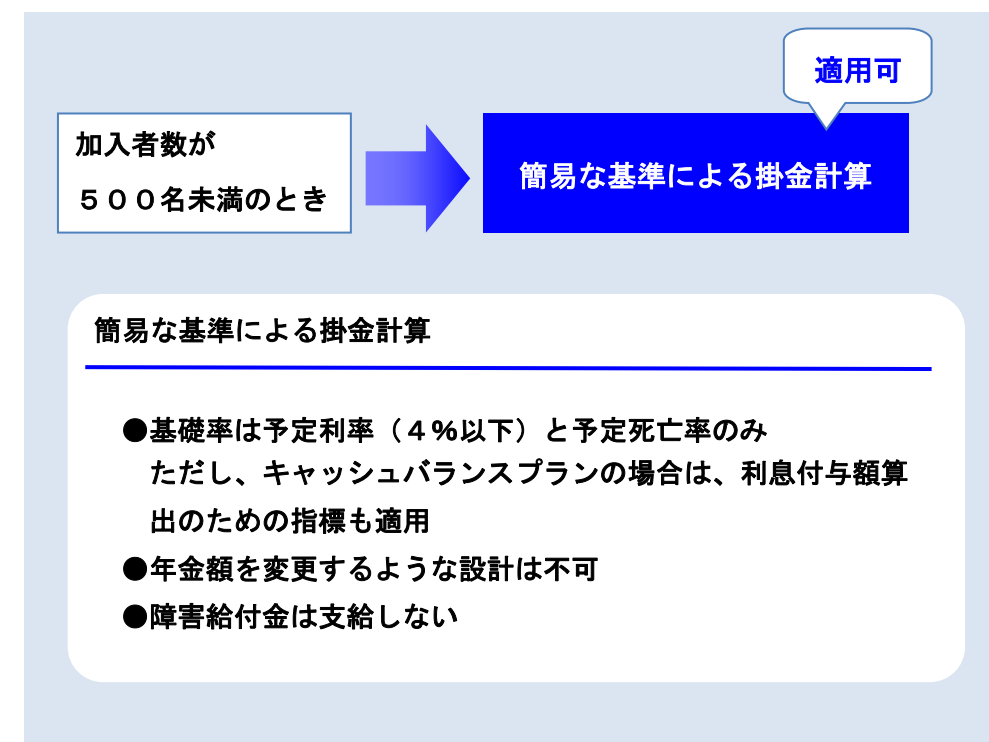
エ. 年金数理人による検証



確定給付企業年金では、財政状況を検証するため、年金数理人による確認が必要とされています。

年金数理に関する「給付設計の基礎書類」「掛金計算の基礎書類」「財政再計算報告書」のほか毎事業年度の「決算報告書」について、年金数理人が内容を確認し、記名した後、厚生労働大臣に提出します。

オ. 簡易な基準[※]について



確定給付企業年金では加入者数が500名未満の場合、簡易な基準に基づき掛金計算を行なうことが可能です。

簡易な基準を適用すると、掛金計算の基礎率は予定利率と予定死亡率、指標（キャッシュバランスプランの場合のみ）となります。

※ 簡易な基準は、上記加入者人数要件を満たす場合および受託保証型確定給付企業年金があります。受託保証型確定給付企業年金とは、確定給付企業年金の毎事業年度の末日における契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるものをいいます。

第IV章 確定給付企業年金の運営

1 運用の基本方針の作成

確定給付企業年金を実施する事業主（または企業年金基金）は、
運用の基本方針を作成※



一定の予定運用利回りを確保する必要がある確定給付企業年金においては、積立金の運用の目的やその資産構成などの事項を記載した「運用の基本方針」や長期にわたり維持すべき資産の構成割合である「政策的資産構成割合」の作成なしに安定的な運営は困難です。このため、確定給付企業年金を実施する全ての事業主（または企業年金基金）に「運用の基本方針」および「政策的資産構成割合」の作成が義務づけられています※。

運用の基本方針には、上記8項目の内容を規定する必要があります。

運用の基本方針に基づき分散投資を心掛けること等による安全かつ効率的な資産運用の実現が求められています。

運用の基本方針を作成・変更する場合、事業主（または企業年金基金）は、加入者からの意見聴取および加入者への周知が必要です。

また、個々の運用受託機関に対して、運用の基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを示すために、資産構成に関する事項、運用手法に関する事項、運用業務に関する報告の内容および方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、その他運用業務に関し必要な事項を記載した運用指針を作成し、交付します。

※ 確定給付企業年金法施行規則の改正（2018年4月施行）により、「運用の基本方針」および「政策的資産構成割合」の作成が、努力義務から義務化されました。受託保証型確定給付企業年金は除きます。

2 情報開示

加入者への周知事項※

- 1 給付種類ごとの標準的な給付額、給付設計
- 2 加入者数、給付種類ごとの受給権者数
- 3 給付種類ごとの給付支給額、その他給付支給の概況
- 4 納付した掛金額、納付時期、その他掛金納付の概況
- 5 積立金と責任準備金、最低積立基準額との比較、
その他積立金積立ての概況
- 6 積立金の運用損益、資産構成割合、その他積立金運用の概況
- 7 運用の基本方針の概要
- 8 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

毎事業年度 1 回以上、以下のいずれかの方法により周知

事業所内の
見やすい場所
に掲示

加入者に
書面で交付

常時確認でき
る電子媒体の
設置

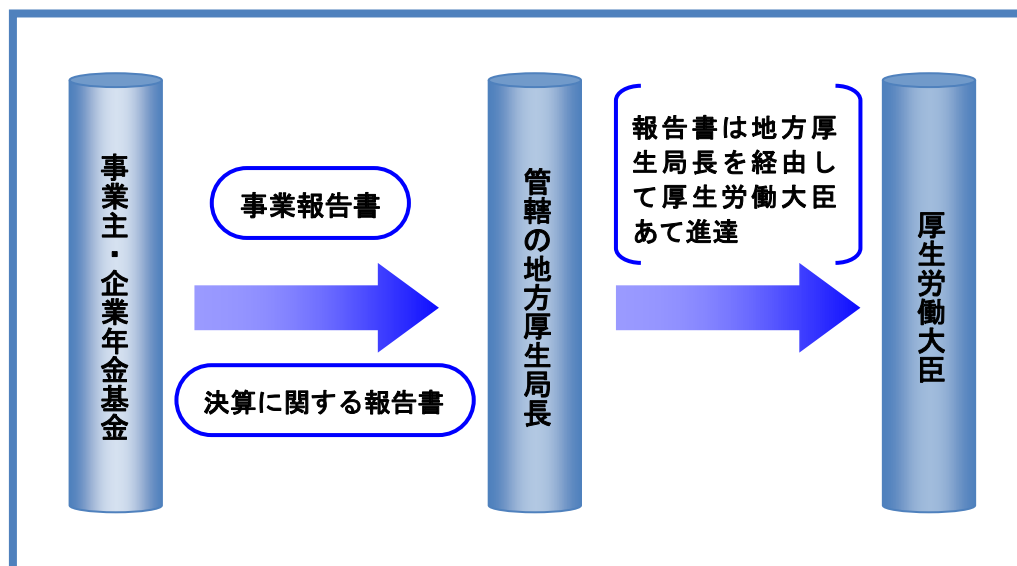
その他周知が
確実に
行なわれる方

現在、一般社会の様々な分野で情報開示（ディスクローズ）が進められています。確定給付企業年金においても情報の開示が法令によって義務づけられ、加入者に対し制度運営の概況を周知させることが求められています※。

事業主（または企業年金基金）は加入者に対し毎事業年度 1 回以上は、年金制度の業務概況を周知させなければなりません。周知事項は左記 8 項目とされ、①事業所内の見やすい場所に掲示、②書面で交付、③常時確認できる電子媒体の設置、④その他周知が確実に行なわれる方法のいずれかにより行なわなければなりません。あわせて年金受給権者に対しても、できる限り業務概況を周知するよう努めることが求められています。

※リスク分担型企業年金を実施する場合は、左記 8 項目の他に「調整率の推移その他調整率に関する事項」を加入者に通知する必要があります。

3 報告書の提出



事業主（または企業年金基金）は、確定給付企業年金の事業および決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣あて提出しなければなりません。

具体的には「事業報告書」と「決算に関する報告書」の2種類を作成し、毎事業年度終了後4ヵ月以内に管轄の地方厚生局長に提出することになります。

事業報告書に記載が求められている事項は、次のとおりです。

- ①適用状況（事業所数および加入者数）
- ②給付状況
- ③掛金拠出状況
- ④年金通算状況
- ⑤資産運用状況
- ⑥給付設計に関する報告書

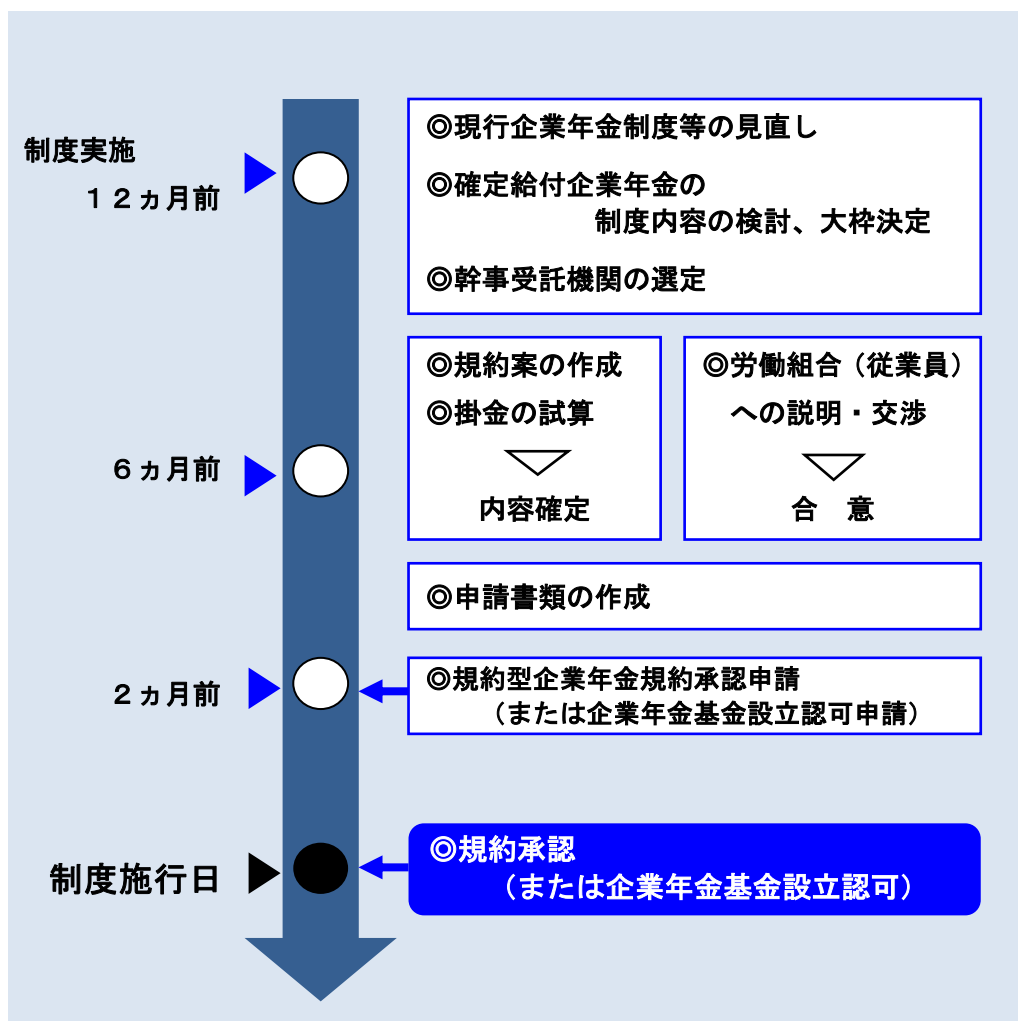
決算に関する報告書は次のとおりですが、提出する際は年金数理人が報告書内容を確認済みであることを示す様式「年金数理に関する確認」を添付する必要があります。

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類
- ④積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類

さらに企業年金基金が報告書を提出する際は、当該報告書に監事の意見をつけて代議員会に提出し、その議決を得た代議員会会議録の謄本または抄本および監事意見書を添付する必要があります。

第Ⅴ章 制度実施までのスケジュール

1 標準的スケジュール例



確定給付企業年金の実施を検討するにあたっては、まず自社の退職金・年金制度を全般的に見直すとともに、当該制度が自社の人事労務政策とマッチするものかどうか注意深く検証する必要があります。

規約型、基金型いずれの企業年金も、制度実施にあたっては労使合意のうえで規約を作成し、厚生労働大臣の承認（あるいは認可）を得る必要があります。

申請にあたっては、規約のほかに所定の申請書類を用意する必要があります。

規約の承認あるいは企業年金基金設立認可については、厚生労働省において2ヵ月ほどの事務処理期間を要することから、承認・認可申請は規約施行日の2ヵ月前までに行なう必要があります。

2 労使合意から規約承認まで

▶ 労使合意

制度実施には

労働組合等(以下いずれか)の同意が必要

- 厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合
- 当該労働組合が無い場合は、厚生年金保険の被保険者の過半数*を代表する者

規約型企業年金規約承認申請（または企業年金基金設立認可申請）の際には、労働組合等の同意書の他、労使合意に至るまでの経緯書（交渉の過程を詳細に記録）も必要となります。

▶ 規約案作成

規約に記載する事項（抜粋）

加入者資格に関する事項

- ・加入者に一定の資格を定める場合はその内容
- ・加入者の資格の取得日と喪失日に関する規定
- ・加入者期間の算定方法 等

掛金の拠出に関する事項

- ・拠出する掛金の額の算定方法 等

給付の種類、受給の要件および額の算定方法、給付の方法に関する事項

- ・給付の種類（老齢給付金・脱退一時金等）
- ・各種給付における支給要件
- ・支給期間・支払期月・年金額の算定や端数処理 等

その他委託業務事項や積立金の管理及び運用に関する事項など

標準的な申請必要書類

- 規約型企業年金規約承認申請書（または企業年金基金設立認可申請書）
- 規約（案）
- 加入者となる者の数を示した書類（基金型の場合）
- 労使合意に至るまでの労使協議の経緯
- 労働組合又は厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者の同意書
- 労働組合の現況に関する事業主の証明書または厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書
- 給付の設計の基礎を示した書類及び掛金の計算の基礎を示した書類
- 資産管理運用契約（または基金資産運用契約）に関する書類
- 労働協約等の写し
- 退職金規程、厚生年金基金規約、確定拠出年金規約その他退職手当制度の範囲を証する書類
- 厚生年金適用事業所及び厚生年金適用事業所の事業主であることが分かる書類
- その他必要な書類

厚生労働大臣

規約型
企業年金

規約の
承認

基金型
企業年金

設立の
認可

※ 次のいずれにも該当する者

- ・労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
- ・過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって、事業主の意向に基づき選出されたものでないこと

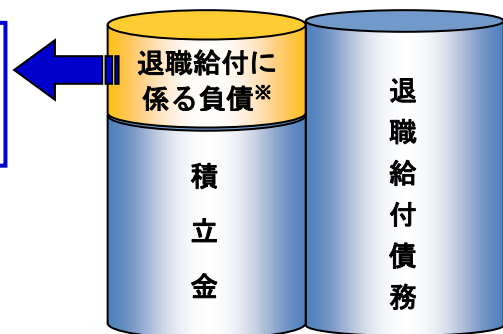
第VI章 確定給付企業年金の会計と税務

1 会計について

確定給付企業年金は、退職給付会計上、退職給付債務計算の対象になります。

退職給付会計の概要

企業の貸借
対照表へ
計上

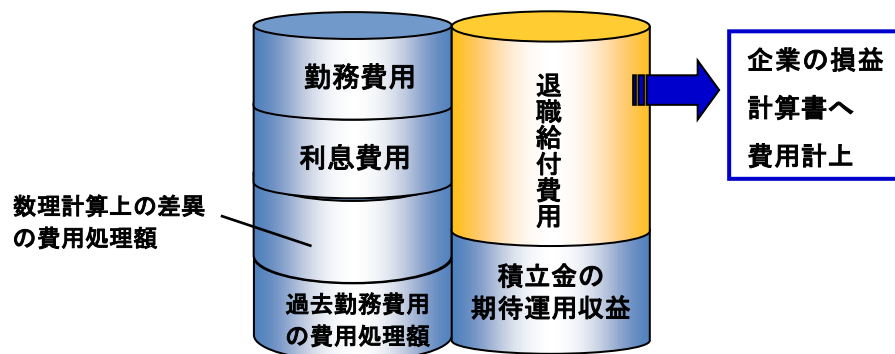


積立金が退職給付債務を下回る部分は、企業の貸借対照表の負債内部に「退職給付に係る負債※」等の適当な科目をもって計上します。逆に、積立金が退職給付債務を上回る部分は、企業の貸借対照表の資産内部に「退職給付債務に係る資産※」等の適当な科目をもって計上します。退職給付に係る負債、資産の計算方法は次のとおりです。

退職給付に係る負債※＝退職給付債務－積立金（負債の場合は下段の資産）
退職給付に係る資産※＝積立金－退職給付債務（負債の場合は上段の負債）

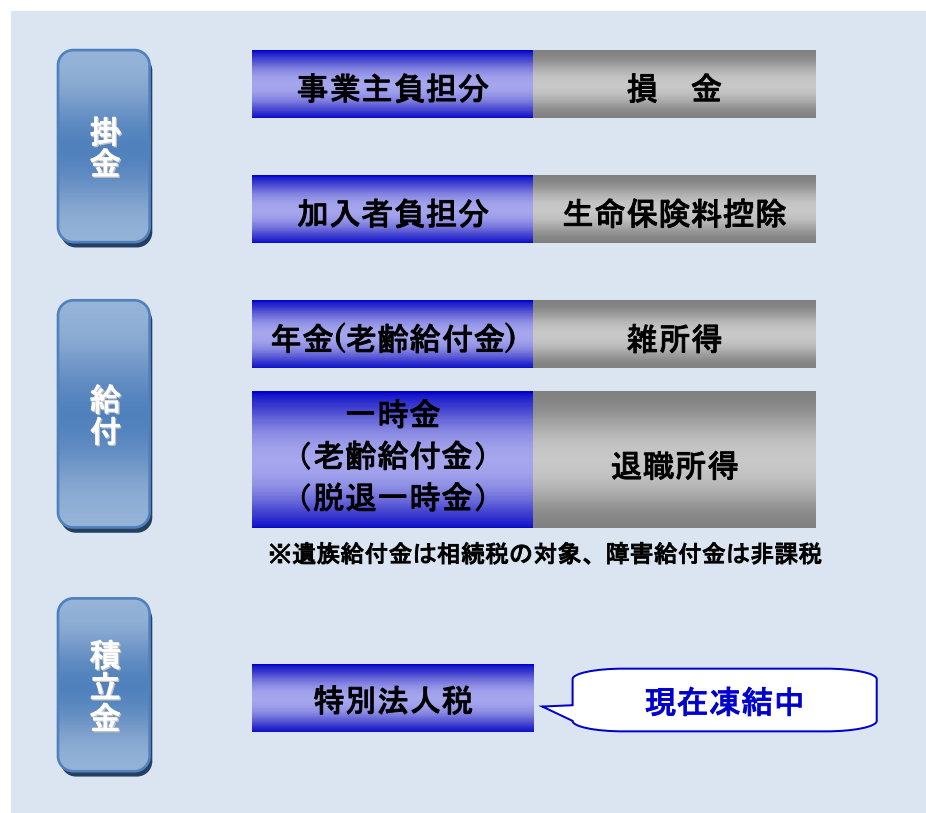
企業の損益計算書には退職給付費用を計上します。退職給付費用の計算方法は次のとおりです。

退職給付費用＝勤務費用＋利息費用－期待運用収益＋数理計算上の差異の
費用処理額＋過去勤務費用の費用処理額



※ 連結財務諸表での呼称です。

2 税務について



確定給付企業年金における課税については次のようになっています。

掛金について：事業主が負担する掛金は全額損金計上が認められます。

加入者が負担する部分は生命保険料控除の適用となります。

給付について：年金で受け取る老齢給付金については雑所得扱いとなります。

一時金で受け取る老齢給付金・脱退一時金については原則退職所得扱いとなります。

なお、遺族給付金は相続税の対象、障害給付金は非課税の取扱いとなります。

積立金について：積立金に対して特別法人税が課税されますが、特別法人税は現在凍結中です。

なお、税務の取扱いについては、今後、変更となる可能性があります。

事項索引

●【あ行】

遺族給付金	7, 31
iDeCo	10
運用の基本方針	12, 25

●【か行】

確定給付企業年金法	2, 3
確定拠出年金法	2, 3
掛金収入現価	12, 13, 16, 17
過去勤務債務	9, 13, 14
簡易な基準	15, 24
(元利)均等償却	14
元利均等拠出	16
企業型年金	3, 6
企業年金基金	4, 25, 26, 27, 28, 29
企業年金連合会の通算年金	10
基金型企業年金	3, 4, 20
規約型企業年金	3, 4, 28, 29
キャッシュバランスプラン	8, 9, 19, 24
給与比例制	8, 9
継続基準	17, 18
決算に関する報告書(決算報告書)	24, 27
個人型年金	3

●【さ行】

財政再計算	2, 9, 16, 18
財政再計算報告書	24

財政悪化リスク相当額	9, 12, 15, 16, 17
最低積立基準額	19, 20, 21, 22, 26, 27
最低保全給付	19, 20
事業報告書	27
収支相等の原則	13
障害給付金	7, 24, 31
情報開示	2, 5, 26
受託者責任	2
数理債務	13, 16, 22, 24
政策的資産構成割合	25
生命保険料控除	31
責任準備金	17, 18, 20, 26, 27
その他の掛金	9

●【た行】

対応前リスク充足額	16
退職給付債務	5, 12, 30
退職給付に係る負債・資産	30
退職給付費用	30
他制度掛金相当額	10
脱退一時金	7, 11, 29, 31
弾力償却	14
弾力拠出	16
通常予測給付現価	12, 13, 15, 17
積立超過(額)	17, 22, 23
積立上限額	22, 23, 27
定額制	8, 9
定率償却	14

定率拠出	16
特別掛金(額)	9, 12, 14, 16, 17
特別算定方法	12, 15
特別法人税	31
特例掛金	9, 21
中途脱退者	11
調整率	12

●【は行】

非継続基準	9, 17, 19
標準掛金	9, 12, 13, 17
標準退職年齢	19
標準的な算定方法	12, 15
別途積立金	13, 17, 18
ポイント制	8, 9
保守の数理債務	22
補足掛金	9
ポータビリティ	11

●【や行】

予定償却期間	14
予定拠出期間	16

●【ら行】

老齢給付金	7, 29, 31
リスク対応額	16
リスク対応掛金	9, 12, 16, 17
リスク分担型企业年金	3, 12



(本資料のご照会先)
明治安田生命保険相互会社
団体年金サービス部
団体年金設計グループ
TEL : 03 - 3590 - 4842